

松川村アスリートクラブ会則

(名称)

第1条 本クラブは、松川村アスリートクラブ（略称：松川村AC）と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所を、代表宅に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、走ることを通じてクラブ員の心身の向上と親睦を図るとともに、地域の発展に寄与することも目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 定期練習会の開催
- (2) 競技会への参加
- (3) 大会及び記録会の開催、会員親睦会等の企画と開催
- (4) ジュニア選手育成
- (5) 小中学校クラブ及び部活動への支援
- (6) 地域事業への協力

(役員)

第5条 本クラブに次の役員を置く

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 代表 | 1名（村体育協会理事） |
| (2) 副代表 | 1名（村体育協会代議員） |
| (3) 総務部長 | 1名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 事務局 | 2名 |

(役員の責務)

第6条

- (1) 代表は、本クラブを代表し、クラブを総括する。
 - ア 代表は、会員の推薦のもと、総会により選任されるものとする。
 - イ 代表は、副代表以下役員を選出の責務を有し、役員の委嘱の任を負う。
 - ウ 代表は、別記様式第1により、役員の委嘱を行う。
- (2) 副代表は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 総務部長は、理事と協力しクラブの運営を執り行う。
なお、総務部長が理事の責無の一部又はすべてを担うことは妨げない。
- (4) 理事は、総務部長のもと第4条に規定する事業を担当する。
- (5) 事務局は、クラブの庶務及び会計を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第7条の2 本クラブは顧問を置くことができる。

(総会)

第7条の3 総会は、毎年度定期的に代表がこれを召集するものとし、クラブの事業計画、決算・予算、会則及び役員の出就について決定する。

(活動拠点)

第8条 本クラブの活動拠点は、小学校グラウンド及び村内体育施設とする。ただし、活動内容に応じて、活動に適した場所を使用することもある。

(構成)

第9条 本クラブは、クラブ員をもって構成し、クラブ員は小学生以上の者とする。

(入会等)

第10条 本クラブへの入会は別記様式2により行う。

(会費)

第11条 クラブ員の会費は原則無料とする。

(活動保険)

第12条 クラブ員は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入しなければならない。保険料は各自の負担とし、入会時または毎年度初めに徴収する。

(事故等)

第13条 クラブ員、指導者の活動中の事故等は、加入する財団法人スポーツ安全協会の保険の範囲を限度とする。

(更新)

第14条 本クラブは毎年4月1日から翌年3月31日事業年度と定め、クラブ員は毎年度末に活動の継続の有無についての意思表示を行うものとする。

(退会等)

第15条 クラブ員は、任意の届書をもって退会することができる。

(会計等)

第16条 本クラブは、毎年4月1日から翌年3月31日を会計年度とする。
2 会計報告は、総会前に監査を経たうえで代表の責任において書面で行う。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

松川村アスリートクラブ役員委嘱について

_____様

松川村アスリートクラブ
代表 印

松川村アスリートクラブは、その活動にあたり、下記のとおり役員の委嘱を行います。

記

- 1 役職名
副代表 ・ 総務部長 ・ 理事
- 2 委嘱期間
平成 年 月 日から
役員の任期は2年ですが、再任が認められていますので、委嘱期間は役職の終了する日までとなります。
- 3 委嘱内容
松川村アスリートクラブ会則に基づく上記1の役職に係る事項
- 4 委嘱の中止について
次の場合は委嘱を中止します。
 - (1) 松川村アスリートクラブが活動を停止した場合
 - (2) 松川村アスリートクラブが委嘱中止の決定をした場合
 - (3) 被委嘱者に非行があった場合